



定期第596号 令和5年6月9日発行

目次

【告示】

番号	表題	担当課名
280	特定調達契約について一般競争入札に付する件	管財課
281	特定調達契約について随意契約の相手方を決定した件	スマート県庁推進課
282	指定居宅サービス事業者を指定した件	長寿いきがい課
283	指定介護予防サービス事業者を指定した件	同
284	指定障害児通所支援事業者を指定した件	障がい福祉課
285	指定障害児通所支援事業の廃止について届出があった件	同
286	土地改良区の定款の変更を認可した件	農山漁村振興課
287	同	同
288	森林管理重点地域を指定するに当たり指定案を縦覧に供する件	森林整備課

【公告】

番号	表題	担当課名
	争議行為の予告	労働雇用戦略課

【病院局告示】

番号	表題	担当課名
10	特定調達契約について随意契約の相手方を決定した件	

徳島県告示第二百八十号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第二十二号）第一条に規定する特定調達契約について一般競争入札に付するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六第一項の規定により次のとおり公告する。

令和五年六月九日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 入札に付する事項

- 1 借入物品等の名称及び数量  
トリプル四重極型ガスクロマトグラフ質量分析計 一式（賃貸借）
- 2 借入物品等の特質等  
入札説明書による。
- 3 借入期間  
令和五年十二月十六日から令和十年十二月十五日まで
- 4 納入場所  
入札説明書による。

二 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加する者に必要な資格（三において「入札参加資格」という。）は、1から4までに掲げる事項の全てに該当する者であることとする。

- 1 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しない者であること。
- 2 物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和五十六年徳島県告示第二十六号）第四条第一項の規定による審査により入札に参加する資格を有すると認められた者であること。
- 3 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること。
- 4 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当すると認められる者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有すると認められる者でないこと。

三 入札参加資格の審査の申請手続に関する事項

- 1 二の2の資格を有していない者で、この入札への参加を希望するものは、知事が定める一般競争入札（指名競争入札）参加資格審査申請書（以下「審査申請書」という。）に必要書類を添付して、2の（一）に掲げる受領期限までに2の（二）に掲げる提出場所へ提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

なお、受領期限までに申請を行った場合でも、審査申請書等に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。

2 審査申請書等の受領期限及び提出場所

（一） 受領期限

令和五年七月二十日（木曜日）午前十一時

（二） 提出場所

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経営戦略部管財課調度担当（電話 八八 六二一 二一六七）

#### 四 契約条項を示す場所等

- 1 契約条項を示す場所並びに入札説明書（仕様内容を除く。）及び契約条項についての問合せ先

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経営戦略部管財課調度担当

電話 八八 六二一 二一六七

ファクシミリ 八八 六二一 二八二八

電子メール [kanzai\\_ka\\_eshi\\_nsei@ai1.pref.tokushima.jp](mailto:kanzai_ka_eshi_nsei@ai1.pref.tokushima.jp)

- 2 仕様内容についての問合せ先

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県危機管理環境部消費者くらし安全局安全衛生課水道・生活衛生担当

電話 八八 六二一 二二九二

ファクシミリ 八八 六二一 二八四八

電子メール [anzenei\\_sei\\_ka@pref.tokushima.jp](mailto:anzenei_sei_ka@pref.tokushima.jp)

- 3 入札説明書の交付場所

徳島県ホームページにおいて無償で交付する。

#### 五 入札に参加する者に求められる事項等

- 1 入札に参加しようとする者は、入札しようとする物品等の仕様が、入札説明書に示した特質等に適合するものであることを証明する書類等（以下「応札仕様書等」という。）を、県の指定する様式により、2の(一)に掲げる受領期限までに2の(二)に掲げる提出場所へ提出しなければならない。また、提出した応札仕様書等に関し県から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

応札仕様書等の審査の結果、採用し得ると判断され「適合」とされた応札仕様書等を提出した者に限り、入札落札決定の対象とする。

- 2 応札仕様書等の受領期限、提出場所及び提出方法

- (一) 受領期限

令和五年七月二十日（木曜日）午前十一時

- (二) 提出場所

郵便番号 七七 八五七

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経営戦略部管財課調度担当

- (三) 提出方法

直接持参又は郵送（郵送による場合は、書留郵便とし、受領期限までに必着のこと。）

#### 六 入札手続等

- 1 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

- (一) 日時

令和五年七月二十八日（金曜日）午前十一時

(二) 場所

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経営戦略部管財課入札室

(三) 入札書の提出方法

直接持参又は郵送（郵送による場合は、書留郵便とし、2の(一)に掲げる受領期限までに必着のこと。）

2 郵送による場合の入札書の受領期限及び宛先

(一) 受領期限

令和五年七月二十七日（木曜日）午後五時

(二) 宛先

郵便番号 七七 八五七

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経営戦略部管財課調度担当

3 入札方法

入札金額は、一箇月当たりの借入代金を記載すること。

なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札保証金及び契約保証金

免除

5 入札の無効

(一) 二に規定する入札参加資格のない者のした入札

指定した日時までに指定した場所に到達しない入札又は郵便入札の場合であつて

封書の表面に「トリプル四重極型ガスクロマトグラフ質量分析計 一式（賃貸借）

入札書在中」の朱書がなく、入札書であることが確認できなかった入札

(三) 記名のない入札

(四) 入札事項を表示せず、若しくはその記載事項が不明確であり、又は一定の金額をもって価格を表示しない入札

(五) 同一事項に対してした二通以上の入札

(六) 他人の代理人を兼ね、又は二人以上の代理をした者の入札

(七) 代理人が入札する場合に委任状を提出しなかった入札

(八) その他入札に関する条件に違反した入札

6 落札者の決定方法

有効な入札書を提出し、かつ、五によりこの公告及び入札説明書に示した物品等の納入について証明した入札者であつて、予定価格の制限の範囲内で最低の価格を提示したものを落札者とする。落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。

なお、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わつて

本件入札執行事務に係りのない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。

7 契約書の作成の要否

8 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

徳島県危機管理環境部消費者くらし安全局安全衛生課水道・生活衛生担当  
徳島市万代町一丁目一番地

9 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

10 その他

(一) 詳細は、入札説明書による。

(二) 本件特定調達契約は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十四条の三の規定に基づき長期継続契約である。契約締結日の属する年度の翌年度以降においてこの契約に係る県の予算が成立しなかった場合又は減額となった場合は、県はこの契約の全部又は一部を解除することがある。この場合において、県は、当該解除が行われたことによる損害賠償の責めを負わないものとする。

ㄗ Summary

1 Nature and Quantity of the Products and Services to be Leased

Triple quadruple gas chromatograph mass spectrometer 1 set

2 Term of Lease

From December 16, 2023 to December 15, 2028

3 Time Limit of Tender

11:00 a.m. on July 28, 2023

4 Section in charge of contract

Safety and Hygiene Division, Consumer Development and Safety Bureau,  
Oasis Management and Environment Department,  
Tokushima Prefectural Government Office.

1-1 Bandai-cho, Tokushima City, Tokushima Prefecture 770-8570  
Phone: 088-621-2292

5 Enquiry Section, regarding Notice of Tender

Property Management Division, Management Strategies Department,  
Tokushima Prefectural Government Office.

1-1 Bandai-cho, Tokushima City, Tokushima Prefecture 770-8570  
Phone: 088-621-2067

徳島県告示第二百八十一号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第二十二号）第一条に規定する特定調達契約について随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和五年六月九日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 契約に係る特定役務の名称及び数量

防災拠点情報ネットワーク災害対策強化事業（庁内クラウド運用管理）に係る業務

一式

二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

徳島県経営戦略部スマート県庁推進課

徳島市万代町一丁目一番地

三 契約の相手方を決定した日

令和五年四月一日

四 契約の相手方の氏名及び住所

テック情報株式会社

板野郡板野町犬伏字東谷六番地三三

五 契約金額

一億七千三百八十二万八千三百三十二円

六 契約の相手方を決定した手続

随意契約

七 随意契約による理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十一条第一項第

二号

徳島県告示第二百八十二号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、指定居宅サービス事業者として次のとおり指定した

令和五年六月九日

徳島県知事 後藤田 正 純

指定居宅サービス事業者		指定居宅サービス事業を行う事業所		サービスの種類	指定年月日
名称	所在地	名称	所在地		
合同会社心彩	鳴門市大麻町桧字ダンノ上一四番地	COCOサポートOMO	鳴門市大麻町桧字ダンノ上一四番地	訪問介護	令和五年六月一日
合同会社咲良	阿南市睨町新はり一七九番地 一一二	ヘルパーステーション陽海	阿南市睨町新はり一七九番地 一一二	同	同
株式会社未来	阿波市吉野町柿原一丁目三五八番地一	訪問看護ステーションみらい	阿波市吉野町柿原一丁目三五八番地一	訪問看護	同
株式会社PASOCLA	徳島市昭和町三三九一	訪問看護ステーションピクニック	徳島市末広一丁目五一五	同	同

徳島県告示第二百八十三号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定した。

令和五年六月九日

徳島県知事 後藤田 正 純

指定介護予防サービス事業者		指定介護予防サービス事業を行う事業所		サービスの種類	指定年月日
名称	所在地	名称	所在地		
株式会社未来	阿波市吉野町柿原一丁目三五八番地一	訪問看護ステーション みらい	阿波市吉野町柿原一丁目三五八番地一	介護予防訪問看護	令和五年六月一日
株式会社PASOCC ALA	徳島市昭和町三三九一	訪問看護ステーション ピクニック	徳島市末広一丁目五五	同	同



徳島県告示第二百八十四号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の二第一項の規定により、指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定した。

令和五年六月九日

徳島県知事 後藤田 正 純

指定障害児通所支援事業者		指定障害児通所支援事業を行う事業所		障害児通所	指定年月日
名称	所在地	名称	所在地	支援の種類	
株式会社かもな	徳島市名東町一丁目二〇三 一	こどもサポート教室か もな2	徳島市名東町一丁目四〇四 一	児童発達支援 放課後等デイサービス	令和五年五月 一日
株式会社オアシス	同 佐古一番町八番二〇 号	ニジシス	板野郡北島町中村字東開三 番地三	児童発達支援 放課後等デイサービス 保育所等訪問支援	同
合同会社ふるうる	吉野川市鴨島町鴨島乙八九 七六〇	こども発達支援 はぐ らぼ。すてら	名西郡石井町高川原加茂野 二七六 五	児童発達支援 保育所等訪問支援	同

徳島県告示第二百八十五号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の二十第四項の規定により、指定障害児通所支援事業の廃止について、次のとおり届出があつた。

令和五年六月九日

徳島県知事 後藤田 正 純

指定障害児通所支援事業者		指定障害児通所支援事業を行う事業所		障害児通所		廃止の届出		廃止	
名 称	所 在 地	名 称	所 在 地	支援の種類	の受理日	年月日	年月日	年月日	年月日
株式会社アイグラン	広島市西区庚午中一丁目七番二四号	コペルプラス 沖浜東教室	徳島市沖浜東三二オプス フジタニF G・H	児童発達支援	令和五年二月 二十七日	令和五年三月 三十一日			

徳島県告示第二百八十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和五年六月九日

徳島県知事

後藤田

正

純

土地改良区の事務所所在地及び名称	認可年月日
小松島市横須町 和田島土地改良区	令和五年五月二十二日

徳島県告示第二百八十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和五年六月九日

徳島県知事

後藤田

正

純

土地改良区の事務所所在地及び名称	認可年月日
小松島市芝生町 田野芝生土地改良区	令和五年五月二十四日

徳島県告示第二百八十八号

徳島県豊かな森林を守る条例（平成二十五年徳島県条例第六十七号）第十四条第一項の規定に基づき森林管理重点地域の指定をしたいので、同条第三項の規定により次のとおり告示し、令和五年六月九日から同年七月八日までの間、指定案を公衆の縦覧に供する。

なお、指定をしようとする区域の森林所有者等その他の利害関係人は、縦覧の期間の満了の日までに、知事に指定案についての意見書を提出することができる。

令和五年六月九日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 指定の種類別

第一種森林管理重点地域

二 指定をしようとする区域

阿波市市場町日開谷字岩野四七八の一及び四七八の五

三 縦覧場所及び意見書の提出先

郵便番号 七七 八五七

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県農林水産部森林整備課林地保全担当

電話番号 八八 六二一 二四五〇

## 公 告

鳴門病院労働組合から夏期一時金の要求に関して令和五年六月十二日以降、同組合員が従事する次の職場において争議行為を行う旨の通知があったので、労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第十条の四第四項の規定により公告する。  
令和五年六月九日

徳島県知事 後藤田 正 純

鳴門市撫養町黒崎字小谷三二

地方独立行政法人徳島県鳴門病院構内及び全職場

徳島県病院局告示第十号

徳島県病院局財務規程（平成十七年徳島県病院局管理規程第九号）第百七条の規定により例によることとされている徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第二十二号）第一条に規定する特定調達契約について随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十二条の規定により、次のとおり公示する。

令和五年六月九日

徳島県病院事業管理者 北 畑 洋

- 一 契約に係る特定役務の名称及び数量  
徳島県立中央病院総合医療情報システム保守業務 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地  
徳島県立中央病院事務局医事情報担当  
徳島市蔵本町一丁目一〇番地三
- 三 契約の相手方を決定した日  
令和五年四月一日
- 四 契約の相手方の氏名及び住所  
富士通Japan株式会社徳島支社  
徳島市かちどき橋二丁目二九番地一
- 五 契約金額  
七千九百八十九万五千二百円
- 六 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 七 随意契約による理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十一条第一項第一号